

鳥取縣公報

昭和十六年十一月四日
第千二百八十一號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

縣令

◇鳥取縣令第六十二號

大正九年九月鳥取縣令第五十號中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ施行ス

昭和十六年十一月四日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

一 米子市掃除巡視定員欄「四」トアルヲ「八」ニ改ム

◇鳥取縣令第六十三號

當分ノ内牛ノ取引ヲ左ノ通定ム

昭和十六年十一月四日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

畜牛取引取締規則

第一條 牛ノ需給調整ヲ圖ル爲當分ノ間畜産組合ノ經營スル牛馬市場ニ於テ爲スニ非ザレバ牛（食肉配給統制規則ニ依リ賣買スル肉牛ヲ除ク）ノ賣買交換ヲ爲スコトヲ得ズ 但シ所屬畜産組合長ノ承認ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラズ

鳥取縣公報

毎週 曜日發行

（休日ニ當ル時ハ翌日）

昭和十六年十一月四日 第千二百八十一號

（昭和四年四月十五日）
（第三種郵便物認可）

一

第二條 本令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

告 示

◇鳥取縣告示第八百六十二號

鳥取縣青果物配給統制規則第三條ノ消費地域並荷受機關左ノ通り指定ス

昭和十六年十一月四日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

指定消費地域

指定荷受機關

鳥 取 市
倉 吉 町
米 子 市

株式會社鳥取青果卸賣市場
倉吉青果市場株式會社
有限會社米子青果卸賣市場

◇鳥取縣告示第八百六十三號

岩美郡、鳥取市畜産組合ニ對シ鳥取定期攪糶市場業務規程一部改正ノ件左ノ通り十一月四日付認可セリ

昭和十六年十一月四日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

市場名	取扱 家畜	既 定 日	制 日	改 正 日	制 日
鳥取攪糶市場	攪 糶	三月 二十六日	八月 二十三日、二十四日	三月 二十五日	七月 十三日、十四日
鳥取市場	攪 糶	三月 二十七日	八月 二十五日、二十六日	三月 二十六日	七月 十五日、十六日
			十一月 十七日、十八日		十一月 十五日、十六日

◇鳥取縣告示第八百六十四號

岩美郡、鳥取市畜産組合ニ對シ鳥取常設家畜市場業務規程一部左ノ通り十一月四日付認可セリ

昭和十六年十一月四日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

市 場 名 取扱家畜 既定開催日 改正開催日

鳥取常設家畜市場浦富分場 牛、馬 毎月十四日 毎月二日、八日、十四日、二十日、二十七日

◇鳥取縣告示第八百六十五號

日野郡畜産組合ニ對シ定期攪糶市場業務規程一部改正ノ件左ノ通り十一月四日付認可セリ

昭和十六年十一月四日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

市場名	取扱 家畜	既 定 日	催 日	改 正 日	催 日
溝口定期攪糶市場	攪 糶	三月 二十一日	七月 十九日	三月 二十日	七月 十八日
駒籠市場	攪 糶	三月 二十二日	七月 二十日	三月 二十一日	七月 十九日
		三月 二十三日	七月 二十一日	三月 二十二日	七月 二十日
			十一月 二十二日		十一月 二十一日
			十一月 二十三日		十一月 二十二日
			十一月 二十五日		十一月 二十四日

三榮 同	十九日	三日	十六日	十八日	十九日	十八日	三日	十五日	二十日
根雨 同	二十日	四日	十七日	二十日	二十一日	十九日	五日	十六日	二十一日

鳥取縣告示第八百六十六號

日野郡畜産組合ニ對シ上菅臨時家畜市場開設ノ件十一月四日付左ノ通許可セリ

昭和十六年十一月四日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

- 一 市場ノ名稱 上菅臨時家畜市場
- 二 位 置 日野郡黒坂町大字上菅字荒神石ノ上道上一、一八五番地
- 三 開設者氏名 日野郡畜産組合
- 四 開設ノ日時 昭和十六年十二月自二日至四日三日間
- 五 取扱家畜 牛、馬

彙 報

不急鐵製品の製造禁止

「鐵製品製造制限規則」の公布
吾々は進んで代用品を使はう

(商 工 課)

先般「鐵鑄物の製造制限に関する件」及び「鋼製品の製造制限に関する件」を廢止して、新に「鐵製品制限規則」を制定し、本年九月二十二日公布(同日官報)せられて同月二十五日から施行せられてゐるが、この規則には第一條に於て

「本則ニ於テ鐵トハ鐵鐵(ニッケルヲ含有スルモノヲ除ク)、普通鋼及特別鋼(ニッケルノ含有量千分ノ四以上ノモノヲ除ク)並ニ此等ノ層及故ヲ謂フ」と定められ、第二條に於て

「商工大臣ノ指定シタル物品又ハ其ノ部分品ハ鐵ヲ以テ之ヲ製造(鑄造スル場合ヲ含ム)スルコトヲ得ズ」とあつて、この製造制限が行はれた物品にしてこの制限規則施行

當日製造中のものは九月二十五日より一週間以内に地方長官に届出がなされ、又この制限せられた物品は本年十二月二十五日以後は一切販賣を禁止せられたのである。

しかして右第二條により商工大臣に於て指定せられた物品は九月二十三日の官報に告示されてゐるが、これによると従来の製造禁止品目二百種の外に、更に今回百五十種が加へられたのであつて、今回の製造禁止品目は大は印刷機械器具・エスカレーター・エレベーターや釣鐘から寫眞機・蓄音機及蓄音機針・家庭用品では五右衛門風呂・火鉢・五徳・七輪・焜爐や茶道具類、如露や霧吹器・蚊帳の釣手・蚊蚊帳の骨等、又、手提金庫や置時計・置物から劍道の面や運動靴用金具婦人用品の帶留・髪飾品とか煙管を除く喫煙用具とか、桶や桶の箍、鉛筆削や硯の水入に至るまでおよそ代用品で辛抱できるものは全部製造禁止となつたわけである。

前にも記したやうに我が國では今や米英其の他の國々からの鐵鋼等の金屬類の輸入が止つた爲、製鐵方法の上に大なる變革が行はれて従来の層鐵よりの製鐵を廢して鐵鑄石よりの製鐵に轉換しつゝあるものであつて、戰爭遂行途上に於てこの製鐵方法の轉換を

00452

行ふのだから、その過程間に國內に鐵不足を生ずることは蓋し當然といはねばならぬ。しかしこの鐵鑛よりの製鐵も既に着々進捗してきて、今暫くわが自給自足が出来るのであるから、この轉換期に於て國民の一大覺悟の下に鐵不足を耐え忍んで、國家の爲に進んで代用品を使用して行くことは銃後國民の極めて緊要なる義務である。吾々は目下行はれてゐる鐵鑛製品の特別回収に積極的の協力して戰爭物資動員に應ずると共に、この鐵製品製造制限に伴つて起る鐵製品缺乏の不便さに耐えて、進んで代用品使用に轉換する積極的態度を持たねばならない。

それに代用品といつても今や鐵製品以上の性能を發揮して立派な新興製品となりつつある。例へば臺所用品にしても焜爐や七輪の如きは立派な耐熱陶器が出来て代用品といふ名を脱却しつつあるし、洗面器の如きも従来の瑛瑯鐵器より壊れ難くて美しいセルロイド製品が登場してゐる。辨當箱やスキ燒鍋にしてもアルマイト製品は従来の鐵製品以上である。

しかし新興製品も従来の鐵製品も各々その特長と短所はあるのであるから、よく取扱ひ方に注意しなければならぬことは當然である。耐熱陶器は熱を導き難くて火に對する危険が少ないが、急激に熱したり又冷したりすると壊れやすいとか、セルロイド製品は輕便であつて美麗であるが火に近づけてはならないといふ風に、

新興製品を使ふにはよくその性能と特徴を知つてそれに合するやうに注意しなければならぬわけである。
今回の鐵製品製造制限は自然種々の代用品進出を來すであらうが、この鐵製品製造制限も鐵製品製品の特別回収も、結局はいづれも近く鐵を増産する爲の必要な資源を準備するためであるから、やがて製鐵量も増加して鐵製品も追々増して来るわけである。われわれは徒らに従来の習慣に執着してゐてはならない。第一線に死闘する皇軍將士の勞苦を思ひ、刻々逼迫する國際情勢の悪化を察して、銃後を守る國民の義務として國家の鐵資源保持増強政策に協賛しなければならぬ次第である。

優良季節保育所
優良多子家庭

表彰傳達式

(社 會 課)

畏くも農山漁村の乳幼児の上に有り難き御心を垂れさせ給ふ皇后陛下に於かせられては季節保育所御獎勵の御恩召を以て、縣下優良保育所に對し御内帑金を御下賜あらせらるゝこととなり

00453

その傳達式を菊花薫る明治節の佳辰を以て、知事以下各關係官及び來賓多數參列して午前十一時より縣廳儀式場に於て舉行した。季節保育所が臨戰態勢上不可缺の施設として急速に其の普及徹底を遂げねばならぬとき、陛下の厚き御恩召の程洵に恐懼に堪へぬ次第である。

又これと併せて満六歳以上の子弟を一人の死亡もなく、十人以上育て上げた優良多子家庭に對しても、厚生大臣より表彰狀並に記念品を贈られたのでこれが傳達式を擧げた。尙これに對しこの目出たくも意義深い表彰について、鳥取縣愛育聯盟よりも記念品を贈つて祝意と敬意を表したのであつた。

今回ありがたき御恩召により御内帑金御下賜の光榮に浴した優良季節保育所、並びに厚生大臣の表彰を受けた優良多子家庭について概要を記すと次の如くである。

優良季節保育所

所在地及名稱	經營主体及代表者職氏名	開設場所	創立年月日
東伯郡社村	村並婦人會農會 表者 村並婦人會長	社 國民學校	昭和七年六月
東伯郡高城村	大日寺 智圓	大日寺	昭和六年六月
東伯郡保育所	牧野 智圓	大日寺	昭和六年六月
岩美郡浦富町	浦富町婦人會	浦富國民學校	昭和四年六月
浦富町保育所	福光 しも	牧谷青年會館	昭和四年六月

優良多子家庭

岩美郡倉田村 橋本保育所	橋本 婦人會長 廣岡 みね	公會堂	昭和八年六月
氣高郡神戸村 上砂見保育所	米村 牧牛 慶德寺住職	慶德寺	昭和九年六月
氣高郡正條村 勝見保育所	正條村婦人會長 木下 靜造	勝見青年會館	昭和三年六月

住所	被表彰者	年齢	職業	母子分	子女數	哺乳方法
鳥取市	松本 積善	四六	地主	第一子男	五	混合
東伯郡	花岡 是つ	五一	日雇	第一子女	五	混合
米子市	久野力次郎	五二	自作	第一子男	一	混合
博多町	同 ちか	四五	自作	第一子女	一	混合
氣高郡	同 節	四五	自作	第一子女	一	混合
逢坂村	同 かん	四五	自作	第一子女	一	混合
下北條村	同 森本	四五	自作	第一子女	一	混合
東伯郡	同 河原	四八	自作	第一子女	一	混合
下東村	同 さき	四八	自作	第一子女	一	混合
東伯郡	同 西川	四七	農	第一子女	一	混合
下中山村	同 代藏	四七	農	第一子女	一	混合
東伯郡	同 松川	四五	農	第一子女	一	混合
倉吉町	同 種	四五	醫	第一子女	一	混合
東伯郡	同 吹野	五五	農	第一子女	一	混合
倉吉町	同 好藏	四五	組工	第一子女	一	混合

日野郡 父 死 母 藤原 トヨ 六二小作農一八四三七〇一〇

右の中双生兒(男、女)一組の出産あり

木灰供出強化運動!!

十三萬八千貫を目標

(社會教育課)

食糧の増産を圖るは刻下喫緊の要務である。而して之に伴ふ肥料の圓滑なる配給を期するは食糧の増産を完遂する上に於て必要なことであるが、併し現下の肥料配給事情に於ては之が圓滑なる配給を期することは到底望み難いので、國及び縣に於ては從來自給肥料の増産に極力指導督勵を行つて來たのである。

加里質肥料たる木灰の蒐集に付ても縣では從來屢々獎勵し來つたのであつたが、今回帝國農會主唱の下に「木灰供出強化運動」が全國的に展開せられることになつたので、鳥取縣農會でも大政翼賛會、產業報國聯盟各縣支部、農事試驗場、各郡市農會、其の他婦人團體、青少年團等の協力の下に加里質肥料補給のため各家庭に於ける木灰を蒐集すべく、婦人會、青少年團を本運動の中核体として十一月から明年三月までの期間に亘つて木灰供出強化の一

大運動を展開し、全縣下で十三萬八千四百五十貫の木灰を蒐集することゝなつた。

之が實行に當つては各市町農會が市、町の警防團、婦人會、學校及び青少年團等と連絡して各家庭に趣旨及實行方法を通達せしめ、貯藏せられたる木灰を毎月興亜奉公日の午前中に隣保班を通じて各町内の一定場所に持ち出させ、同日午後此の持ち出された木灰を婦人會、學生々徒及び青少年團員が木灰假置場に集荷し、此の集荷せられた木灰は實費を以て各地方に公平に配給せられることになつてゐる。尙ほ官衙、學校及び會社等に於ても右の趣旨に鑑みどし、供出せられるやう切望する次第である。

次に各郡市別の木灰供出目標を示すと左の如くである。

鳥取市	三七、七九〇貫
米子市	三二、六〇〇
岩美郡	三、八九〇
八頭郡	一七、〇五〇
氣高郡	五、五〇〇
東伯郡	倉吉町、入橋町、赤碕町 二一、四二〇
西伯郡	境町、淀江町、御來屋町 一一、六六〇
日野郡	黒坂町、根雨町、溝口町 八、五四〇
計	一三八、四五〇

青壯年國民登録!!

男女可働能力者の申告

提出期限十一月十日迄

(職業課)

戦時体制の強化に伴ひ軍需要員の充足はますます緊要性を加へつゝある現状に鑑み、さきに國民登録の一部として「青年國民登録」が實施されたのであるが、今回更にその年齢範圍を擴張すると共に、「一方女子に於ても一定年齢層の働き得る人達をも加へてその一般職業能力について登録し、以て人的動員の遂行に遺憾なきを期することとなつた。これが即ち「青壯年國民登録」といはれるものである。

この青壯年國民登録は毎年九月末日現在によつて十月十日までに居住地の市町村長を経て國民職業指導所長に申告せねばならぬことになつてゐるが、特に本年に限り十月末日現在によつて十一月十日までに提出することとなつた。

今回この青壯年國民登録として申告すべき者は、男子は滿十六歳以上四十歳未滿の者、女子は滿十六歳以上二十五歳未滿の者であるが、この中文の各項に該當するものはこの一般職業能力申告

から除外されてゐる。

男子

- 1 職業能力申告手帳の交付を受けてゐる者
- 2 國民勞務手帳の交付を受けてゐる者
- 3 兵役法第四十一條の勅令の定むる學校(中等學校以上)に在學する者
- 4 國民職業能力申告令第十一條に掲ぐるもの(現役・召集中等の陸海軍人軍屬、國家總動員法に依り徵用中の者、醫師、獸醫師、船員法の船員等)

女子

- 1 配偶者のある者
- 2 大學、高等師範學校、專門學校、師範學校、高等女學校實業學校、盲學校、聾啞學校、臨時教員養成所、實業學校教員養成所、青年學校教員養成所又は女子學習院に在學する者
- 3 國民職業能力申告令第十一條に掲ぐる者(前出)

この申告に要する用紙即ち「一般職業能力申告票」は、右の要申告者に對して市町村長より配布されるから、要申告者は該當欄にそれ〴〵記入して置き、蒐集に來た勞務動態調査員に提出するこの用紙は申告票と申告控とになつてゐるが、そのいづれにも

記入するのであつて、勞務動態調査員はこの申告票及び申告控の内容を審査し、脱漏又は誤謬のないときは検印(申告控には受領印)を捺し、割印の上、申告控の方は要申告者に交付するから、要申告者はこの控を一ヶ年間保存する。但し徴兵検査前の者はこの申告控を徴兵検査の當日徴兵官を経て國民職業指導所長に返還するのである。

なほ市町村長はその市町村内に居住する要申告者に對し、勞務動態調査員又は部落會長、町内會長を通じて、この申告の趣旨並に内容を周知徹底せしめ申告漏のないやう努力せられたい。

訂正

鳥取縣公報第千二百七十九號(十月二十八日發行)彙報記事「桑園整理跡地に麥作付の制當實施」中、八頭郡及び日野郡の反別を左記の通り訂正す

整理反別計	一、一三四町
隔畦拔株反別計	三四〇町
隔畦交互伐裁反別計	一、四八七町
計	二、九六一町
郡別中	
八頭郡	町反 一四八・七 町反 一四・五 町反 六三・二
日野郡	二九・七 九・七 四二・三

本文一―二行目「最近生糸輸出の制限に伴ふ桑園の整理跡地に麥作付を行つて」を削る

兵器献納資源回收 運動醸出金報告

金額	町村名
一金二十八圓六十二錢	八頭郡船岡村
一金一圓七十七錢	八頭郡八上村
一金二十四圓九十八錢	西伯郡崎津村
一金八圓十一錢	東伯郡宇野村
一金一圓八十錢	氣高郡豊實村
一金十四圓七十二錢	東伯郡日下村
一金十一圓三十五錢	氣高郡大和村
一金十五圓	八頭郡散岐村
一金十一圓六十七錢	氣高郡逢坂村
一金百五十七圓二十錢	東伯郡倉吉町
一金貳拾九圓四拾七錢	東伯郡舍人村
一金五拾參圓拾錢	西伯郡渡村
一金壹百參拾壹圓七拾壹錢	東伯郡倉吉町

發行所 鳥取縣鳥取市東町 鳥取縣氣高郡大正村大字古海 鳥取縣鳥取市刑務支所

昭和十六年十一月四日印刷 昭和十六年十一月四日發行